

羽曳野市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則

令和 7 年 1 月 26 日

羽曳野市規則第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、羽曳野市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和 7 年羽曳野市条例第 44 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（再生資源物の積み上げに使用する機械）

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める機械は、次に掲げるものとする。

- (1) バックホウその他これに類する機械
- (2) フォークリフト
- (3) クレーンその他これに類する機械

（屋外保管の届出）

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外保管をしようとする者（以下この項において「設置者」という。）の連絡先
- (2) 屋外保管事業場の責任者の氏名、住所及び連絡先
- (3) 緊急時における連絡先であって、前号に規定する連絡先以外のもの
- (4) 再生資源物の積み上げに使用する機械の種類
- (5) 計画上の屋外保管事業場における再生資源物の配置図
- (6) 条例第 6 条第 2 項第 1 号の囲いの計画上の高さ及び材質
- (7) 第 6 条第 3 号の仕切り板を設置する場合にあっては、その材質
- (8) 条例第 6 条第 2 項第 2 号の標識の掲示位置

2 条例第 5 条第 1 項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 設置者の住民票の写し（設置者が法人であるときは、登記事項証明書及び定款等並びに役員の住民票の写し）
- (2) 設置者が屋外保管事業場の敷地を占有する権原を有することを証する書類

（変更の届出）

第 4 条 条例第 5 条第 2 項の規定による届出は、当該変更のあった日から 14 日以内に

変更届出書に変更後の前条第2項各号に掲げる書類を添付し、提出するものとする。

(屋外保管の廃止の届出)

第5条 条例第5条第3項の規定による届出は、当該廃止の日から14日以内に廃止届出書により行うものとする。

(延焼防止措置)

第6条 条例第6条第1項第1号の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 再生資源物に揮発油類、灯油類、軽油類及びこれらに類する油類並びに電池(以下「電池等」という。)が含まれている場合は、技術的及び経済的に可能な限り、当該再生資源物から電池等を分離し、分離された電池等を適正に処分すること。

(2) 屋外保管事業場内における再生資源物の保管に供する部分の延べ面積が200平方メートルを超えるときは、当該部分を各区画の面積が200平方メートル以下となるように区画すること。

(3) 前号の区画と区画の間に2メートル以上の間隔を保つこと。ただし、当該区画と区画の間に不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の不燃材料をいう。)の仕切り板が設置されている場合は、この限りでない。

(騒音又は振動の基準)

第7条 条例第6条第1項第2号の規則で定める基準は、次に各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 騒音に関する基準 次の表の第1欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の第2欄から第5欄までに掲げる基準を超えないこととする。

	朝	昼間	夕	夜間
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル

備考

- 「朝」とは、午前6時から午前8時までをいう。
- 「昼間」とは、午前8時から午後6時までをいう。
- 「夕」とは、午後6時から午後9時までをいう。
- 「夜間」とは、午後9時から翌日の午前6時までをいう。
- 「デシベル」とは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベル

ルの計量単位をいう。

- 6 「第1種区域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。)第8条の規定により定められた同条第1号の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域をいう。
- 7 「第2種区域」とは、都計法第8条の規定により定められた同条第1号の第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域をいう。
- 8 「第3種区域」とは、都計法第8条の規定により定められた同条第1号の近隣商業地域及び準工業地域をいう。
- 9 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 10 測定場所は、屋外保管事業場の敷地である土地とそれ以外の土地との境界線上とする。ただし、当該敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 11 騒音の測定方法は、当分の間、「環境騒音の表示・測定方法」(日本産業規格Z8731)に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (2) 振動に関する基準 次の表の第1欄に掲げる区域の区分に応じ、第2欄及び第3欄に掲げる基準を超えないこととする。

	昼間	夜間
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 「昼間」とは、午前6時から午後9時までをいう。
- 2 「夜間」とは、午後9時から翌日の午前6時までをいう。
- 3 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 4 「第1種区域」とは、都計法第8条第1号の規定により定められた同号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域をいう。
- 5 「第2種区域」とは、都計法第8条第1号の規定により定められた同号の近隣商業地域及び準工業地域をいう。
- 6 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 7 測定場所は、原則として屋外保管事業場の敷地である土地とそれ以外の土地との境界線上とする。
- 8 振動の測定方法は、当分の間、「振動レベル測定方法」(日本産業規格Z8735)に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔で100個又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

(積み上げの高さ)

第 8 条 条例第 6 条第 1 項第 3 号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

(1) 条例第 6 条第 2 項第 1 号の囲いに再生資源物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合 屋外保管事業場内の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に 50 パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が 2 以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(2) 条例第 6 条第 2 項第 1 号の囲いに直接負荷部分がある場合 次のア及びイに掲げる部分に応じ、当該ア及びイに定める高さ

ア 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離 50 センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが 50 センチメートルに満たない場合にあっては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から屋外保管事業場内の再生資源物が置かれる場所の側に水平距離 2 メートル以内の部分 当該 2 メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(ア)に規定する高さ(条例第 6 条第 2 項第 1 号の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(ア)又は(イ)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(ア) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(イ) 前号に規定する高さ

イ 基準線から当該保管の場所の側に水平距離 2 メートルを超える部分 当該 2 メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(ア)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(ア)又は(イ)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(ア) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離 2 メートルの線を通り水平面に対し上方に 50 パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が 2 以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(イ) 前号に規定する高さ

(標識の掲示)

第9条 条例第6条第2項第2号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外保管事業者の氏名又は名称
- (2) 屋外保管する再生資源物の種類

2 屋外保管事業者は、前項の事項に変更が生じたときは、遅滞なく、標識の記載事項を書き換えなければならない。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な細則は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。